（定價二錢）　明治二十一年八月廿九日　（本號四面）　（郵信省認可）

時事新報

事時新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

第二千三十一號　明治廿一年八月廿九日　水曜日　（壬申）
舊戊子七月廿二日
月出午後六時十二分　入午後十時三十一分
月入午前十一時五十五分
滿潮午前九時五十二分　午後十時十二分
（西暦一千八百八十八年）

時事新報定價
時事報新八一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價郵送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ郵送スルモノニ限リ右定價ノ外二箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

	五號活字ニテ一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
百一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	
百十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛	
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘	

時事新報

人品論（前號の續）

在ボーストン　某生

又我國古來の風習として只管自から謙遜して他を尊敬し却て自敬の心を失して大な人品を汚す事あり今日通常の言語にても自から稱して拙者又小生抔と云ふて自から卑下し甚だしきは自分の妻を稱して愚妻又山妻荊妻などゝ云ひ尚ほ一層ふれよりも無禮なるは其父を指して愚父と云ふ者あり斯の如きは自から卑下せんとして却て他人(父)を賤しんずる者と云ふべし今日の日本人は愚父と云ひ愚妻と云ふも人のそれを怪び者おきのみならず少しく之を尊敬するの風あれば却て之を可笑く思ふ程の次第なれども若し之を洋語に直譯して洋人に示したらば果して如何なる感覺を生ずべきや必ず其言の奇怪にして心事の野卑なるに驚くとならん固より自から尊大に構へて他人を眼下に視下すは之れを高慢又傲柄と唱へて苟も同等の人類に對して爲すべきまゝ〻されども漫に他人を尊敬せんとして自から卑下する自敬の心に乏しき者なりと云ひざるを得ず人と交はるに禮を以てするは人間品行の一大箇條なれば余輩よ於ても更に異存おき所おれども何故に他人を尊敬するに自から其身を卑下せざるべからざるの強ち自ら卑屈の觀體を設はざれバとて他人に對して敬意を表もるの術あるべし自ら對偶の妻を目して愚妻と云ふ譯りは他人の之を何んと評するも此方よ反對の苦情はある可らず自ら卑下して抛者と明言する以上は他人が我れに向て馬鹿と謗るも更に路方なかるべし低頭平身誠我國の禮式なるが故に今遽に之と改革して盛手廢舳の風にせんとするは到底出來ざる相談として暫く差置く也大抵其低頭にも種々ある可し今日は宜しい天氣の挨拶ゆら皆樣御機嫌宜敷まで毎一度の挨拶よ一々禮を行ひ低頭の度數を以て尊敬の程度を示すが如きは丁寧よ過ぎて却て見苦しき樣によそれれ之を聞く曾て日本の某貴顯が汽車に乗行出張のもの停車場に見送りの人々數名の其内の一人が雜踏の眞中よ地上に平伏して御別れの御挨拶を申上る實際を目撃しさるものありと云ふ或い每事素の作りさる話かと思はるれども若しも是れが事實ならんには當人よ自敬心なきを證もるに足るのみならず貴顯の考を以てすれば其挨拶せられさる貴顯も定めて苦しきまゝとなりしおらんと思ひやられて氣の毒なるのみ

又我國の芝居狂言抔の仕組を視るよ堂々たる紳士が他人の相談を立聞きして謀反の企を開出す等のことは珍しからずして見物人も更よ其所行を視て怪む者なきが如し歟するものい見んことを欲し他人の秘密は聞うんことを欲す是れ今日の人情にして亦止を得ざる次第なれども元來謀反抔の相談は他よ聞く者なきを信じて互よ胸中を明かし他人に語るべからざる事とも語り合ふものよて若し傍よ立聞きする者あるとを知らば固より密話も中絶すべきなれども萬々他に漏るゝの恐なきを信してのことなり故に他人の身として偶然に其場に來り合せて不本意ながらも其事を耳にしたるとおれば誠に以て致し方なき次第おれども態々其密話を聞かんが爲めに厩き足差し足、次の間に來て一部始終を聞取り之を告訴して己の利益を謀らんとするが如きは實に言語に絶したる所行にして人間の仲間に置くべからざる者なり若し其密談と聞き國の爲め或は君の爲めとて直ちに其場よ切入り謀反人を切て捨るとならバ聊か男らしき所おれども之れを裏切して他人に告くる抔とは誠に以て卑怯千萬の振舞にして耻を知らざるの極と云ふべし西洋よては此立聞きをして人生不品行の第一箇條に數へ汲み一度人の言と立聞きしたる者い人間よして人間の位を放棄したる者と視做され社會の交も出來ざる始末なり又我國に於て朋友相集り談笑の語次時としてい人物の評論又は政治の得失に及ぶい毎々のことおるに然るよ何時しか世間に此談論云々の次第を傳へて談者の身の爲めに思はざるの不都合を生ずるとあり固より其席に連りたる者い所謂學者紳士の一座なるが故よ主人は一座の人々を信用し其談話を他人に告ぐるが如き卑怯卑劣の者ならざるを信じて胸中を吐露せしに豈よ計らんや座中に斯る賤丈夫の在るありて君子の私言を他に漏洩したり故よ此賤丈夫自から男子ふるの格式を放棄したる者なり若も其人に自敬自尊の心あらしめなば即虚に主人の說を破するか然らざれば口を閉ぢて獨り心に其說の當否を思惟すべきのみ今其然らざるば主人れ爲めに氣の毒なるよりも寧ろ賤丈夫の方こそ憐むに堪へたる者なれ如何となれバ主人は唯思はざるの不都合よ逢ひまゝの事にして心に愧る所なしと雖も此不都合を聽したる者は他を見するとそれよ先づ自から其身を亡ぼし終身雪ぐ可らざるの汚辱よ陷没したる者なればなり日本の政治社會などには往々此類の怪事を生じ上流の士君子を以て自から居る者が親友の信を盜用するのみならず時としては恩人を賣て自から利する者さへなきに非ざれども尙ほ世に身を容るゝの餘地あるは他なし社會全般の氣風未だ自敬自尊の眞義を解せざるものと云ふ可し此他謂れもなく人より物を貰て喜ぶ抔も自敬心のなき證據にして觀る可きものなり乞兒にあらざる以上い四海兄弟のなき物と貰ふの理由もなし又之を與るの理由もなしと受くる者は紳士たるの格式を捨てゝ自から乞兒の所行をなすものよて之れと與るものは他人を扱ふよ乞兒と以てする者なり自から其品行を損じ并せて他人を輕蔑するものと云ふべし此種の事柄を一々寄書せたらば實に筆紙に述べがたき程澤山の不都合不體裁あるとならん世人若し常に心して我同胞兄弟の言行に注目せさらば必ず其自敬心に乏しくして何となく野卑なるを發明し遂よ余輩の言の漫ならざると許すみとある可し

（終）

官報

○内務省告示第九號
醫術開業試驗願書ハ自今許可ノ指令ヲ附セサルニ付該出願者ハ試驗擧行ノ期日四日前ニ受驗地ニ到着シ宿所氏名ヲ其地方廳ニ屆出ヘシ
明治廿一年八月廿八日　内務大臣伯爵山縣有朋

海軍省告示第四號
海軍大學校ヲ東京々橋區築地四丁目一番地ニ置ク
明治廿一年八月廿八日　海軍大臣伯爵西鄕從道

第三回内國勸業博覽會事務局告示第二號
第三回内國勸業博覽會規則中左ノ通更正及追加ス（更正追加略ス）
第三回内國勸業博覽會副總裁伯爵井上馨
明治二十一年八月二十八日

○第三回内國勸業博覽會事務局告示第三號
第三回内國勸業博覽會出品部類目錄左ノ通相定ム（部類目錄略ス）
第三回内國勸業博覽會副總裁伯爵井上馨
明治二十一年八月二十八日

○警視廳告示第十八號
傳染馬病左ノ通リ通知アリ馬匹飼養者ハ此際豫防方注意スヘシ

千葉縣海上郡網戸村	一頭	皮疽病	
埼玉縣北足立郡南中丸村	二頭	炭疽熱	
同縣 同郡 大和田村	各一頭	同	
同縣 同郡 砂村 丸子村	各一頭	同	
同縣 北埼玉郡彌勒村	各一頭	同	
同縣 同郡 三田ヶ谷村	三頭	同	
明治廿一年八月廿八日 警視總監子爵三島通庸			

○東京府告示第三十號
來ル九月一日ヨリ臨時區部會ヲ開ク
明治廿一年八月廿八日　東京府知事男爵高崎五六

○水兵處罰　浪速高千穗兩艦の水兵數に上海に於て租界巡査と鬪爭せしよ付き常備小艦隊に於て軍法會議を開きこれを審判し浪速艦乘組三等水兵坂口正光河井源次郎の二人を重禁錮三箇月よ其他數名を懲罰に處しさり（海軍省）

○廣東の電氣燈　數よ兩廣總督張之洞氏い廣東省城に電氣燈を點するゝとを計畫し總督衙門の近傍なる落成街に於て電燈局を新築せしが去月十二日海外へ注文せし電氣機械及附屬品其他燈臺一百餘箇同局へ當着せしを以て同十七日總督衙門に試驗せし由あり追て城内の各衙門を始め各城門に點火し並に奥秀山の頂上よも電氣燈臺を設け府城を照すへき見込なりと云ふ（七月二十九日附三十日上海字林遲報）

雜報

○西全權公使　と題して去る廿六日の紙上に記載せた る一項は事實無根の由よ付取消す

○地押調査　去る明治十八年より政府い全國の地押調査に着手し今日に至りて殆んど四年に近けれども各府縣悉く其調査を終りたるにあらずして今尙ほ地押中の處もあり此數年れ久し兄間に許多の手數と莫大の費用を擲ちて煩雜堪へざるの位地に陷りしは各地悉く然らざるなく近來政府の發したる新法令等にて民間に繁忙を來したるものの其數隨分多からざれども費用と手數と煩雜と時日とを最も多く要して民間に不便を感せしめたるよと此地殊に甚しく可きは査なるに其不便入の過半は地租をもとゝ故に廣くからず斯く利害地押調査の事始査の再三再四に煩雜なりとの事なりと云ふべし人に多きと以て達するも皆て口知らざるより斯の獸々訴ふる處のは民間の實狀頃日聞く所によして四年を經、りたるに之が爲て增加したる地い協議費より支ども此他村民がたらんには總費費用は增したるなくて年三十圓の爲め利益ある事實千八百圓の れば此の一村は たるものなり辛圓の地租金と增ふ費したるとは ある可しと雖ど より一層の甚

○渡邊總長　帝發して福嶋縣下本年春に至り區換の諸問案と出區部内の公園地賣却して代金を同地所は相當代りに賣却し更に張し遂に該諸問已に約束も調場合ありしにや他謂れもなく人より物を貰て喜ぶ抔も自敬心のなき證據にして觀る可きものなり乞兒にあらざる以上い四海兄弟のなき物と貰ふの理由もなし又之を與るの理由もなしと受くる者は紳士たるの格式を捨てゝ自から乞兒の

松町監獄跡地に接續地に添附し